



# 特別支援教育の充実

- ▶ 個々に応じた学びを大切にしつつ、障害のある子どもとない子どもが「地域で共に学び合う」仕組みづくりを進めるため、副籍（副次的な学籍）制度の充実を図る。
- ▶ 特別支援学校における児童生徒数の増加に対応するとともに、医療的ケア児など、児童生徒に応じた支援を提供し、充実した学びを得られる教育環境を整える。

【提案・要望先】文部科学省

## 1. 提案・要望内容

### (1) インクルーシブ教育システムの構築に向けた副籍制度の推進

- 副籍（副次的な学籍）制度を進めるための教員配置の拡充
  - ・特別支援学校と小学校の双方に学籍を置いて学ぶ副籍制度の推進のため、在籍校と副籍校との学習内容等の調整や助言を行う特別支援教育コーディネーターの加配

### (2) 特別支援学校に通う児童生徒の通学支援の充実

- 医療的ケアが必要な児童生徒の通学に係る保護者支援のための補助制度の拡充
  - ・医療的ケア児の通学に要する保護者の負担軽減のための支援の充実に向け、教育支援体制整備事業費補助金（医療的ケア看護職員配置事業）の補助率の引き上げ
- スクールバスの交付税措置の拡充
  - ・特別支援学校におけるスクールバスの安定した運行体制の維持を図るべく、基準財政需要額の単位費用の見直しによる交付税措置の拡充

### (3) 特別支援学校における教育環境の整備

- 施設整備に対する補助制度の拡充
  - ・特別支援学校の教育環境の改善に資する施設整備の推進を図るべく、補助金算定の基礎となる建築単価の見直しによる補助制度の拡充

## 2. 提案・要望の理由

- (1) ○ 本県では、令和4年度から副籍制度を創設したが、個々の教育的ニーズに応じた適切な指導を行うため、交流授業の内容や環境整備など、きめ細かな副籍校との調整を行う必要があり、コーディネーター役を担う教員の配置が不可欠。
- (2) ○ 本県では、スクールバスに乗車できない医療的ケア児の登下校時に、介護タクシー等に看護師が同乗して送迎を行う支援事業を実施しているが、保護者から利用回数の拡大を求める声が強くなり、医ケア法の目的である家族の離職を防止する観点からも、制度の拡充を図れるよう補助率の引き上げが必要。
  - 特別支援学校の児童生徒数の増加に伴うスクールバスの運行台数や必要経費の増加に加え、運転者不足の解消等に向けたバス運賃の見直しを踏まえ、普通交付税の基準財政需要額の単位費用の見直しが必要。
- (3) ○ 特別支援学校の大規模化・狭隘化が進み、教育環境の課題の解消を図る必要があるが、特別支援学校の「設置基準」を踏まえた施設整備を着実に進められるよう建築単価を見直し、物価高騰による市場の実勢価格の反映が必要。

## (本県の取組状況と課題)

### (1) 副籍（副次的な学籍）制度の状況

- 今後も副籍希望者の増加が見込まれ、制度推進に向けた担当教員の業務時間確保が課題となっている。なお、小学校に籍を置きながら、専門性の高い特別支援教育を受けることへの期待も強く、小学校への教員配置の拡充も必要である。

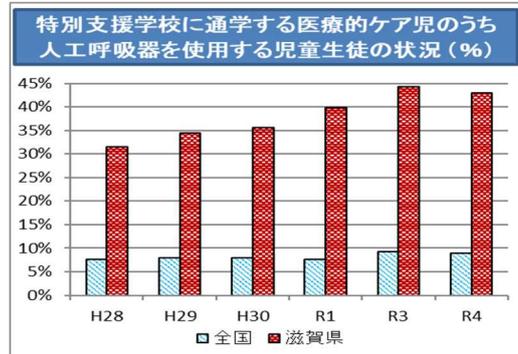
副籍の実施状況	県立特別支援学校から小学校への副籍			市町立小学校から特別支援学校への副籍		
	R4	R5	増減	R4	R5	増減
実施率	26.7%	34.8%	8.1%	47.2%	53.8%	6.6%
副籍希望者	205	273	68	17	21	4
副籍対象者	767	784	17	36	39	3

#### 【副籍担当教員の役割】

- ・学習内容にかかる指導助言
- ・副籍校における交流授業や事前・事後指導などの活動内容に対する助言
- ・副籍に関する保護者の相談窓口
- ・副籍校との窓口業務 等

### (2)① 医療的ケア児の通学に係る保護者支援の状況

- 特別支援学校において、人工呼吸器を使用する児童生徒の割合が増加しており、本県では、学校に通学している割合が特に高い。毎日の通学に係る保護者送迎の負担軽減を求める声を受け、令和2年度から制度化したが、現在は年間12回（片道）の実施に留まっており、年間約200日通学するのに少なすぎるという声も多く、制度の拡充が求められている。



### (2)② スクールバスの交付税措置の状況

- 児童生徒数の増加に伴い、スクールバスの運行台数や燃料費等の費用が増加しているが、普通交付税の基準財政需要額の特別支援学校費に算定される経費は、実際の費用（≡本県の予算額）から乖離がある。

（単位：千円）

	単位費用 (1学級あたり)	本県交付税 R5 算入額(A)	滋賀県 R5 予算額(B)	乖離額 (A-B)
スクールバス購入費等 (運行経費を含む)	332	151,060	513,361	▲ 362,301

### (3) 本県の教育環境整備の方針と施設整備に係る補助制度

- 本県では、令和5年度の県立特別支援学校の在籍者数が過去最高の2,327名となり、学校の大規模化・狭隘化に伴う課題の解消を図るため、特別支援学校1校の分離新設と既存校の校舎増築を実施する方針を示したところ。

例えば、校舎を鉄筋コンクリート(R)造で新築する場合…



着実な施設整備の推進のため、建築単価を見直し、市場の実勢価格を反映した費用に対して補助することが必要。

- 今後、用地取得や施設整備等を進める必要があるが、施設整備の補助金の算定において、実際の費用との乖離が大きく、交付額が少ない。

- ・ 文部科学省の令和5年度建築単価 281,200円/㎡（特別支援学校・R造）
- ・ 本県での実績（草津養護学校増築・R造）事業費568百万円のうち国庫168百万円（30%）  
実際の工事単価 417,361円/㎡ > 建築単価 281,200円/㎡

担当：教育委員会事務局 教育総務課 TEL 077-528-4516、特別支援教育課 TEL 077-528-4643